運用上の参考資料

1.	【医療機関】電子処方箋の運用開始に向けて	2
2.	【薬局】電子処方箋の運用開始に向けて	3
3.	電子処方箋の運用における注意事項（被保険者番号の枝番取得について）	4
4.	電子処方箋の導入により閲覧できる情報について	6
5.	電子処方箋管理サービスに係る一連の流れ（解説）	8
6.	電子処方箋の運用における注意事項 （電子処方箋管理サービスで活用する医薬品コード・特定器材コードについて）	9
7.	電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて	10
8.	電子処方箋の運用における注意事項 （電子処方箋管理サービスで使用する用法マスタについて）	11
9.	電子処方箋の運用における注意事項 （疑義照会を踏まえた薬剤の変更について）	12
10.	電子処方箋の運用における注意事項 （薬局での調剤中止時の受付取消について）	13
11.	電子処方箋の運用における注意事項 （同一医療機関からの処方箋に関する重複投薬等チェックの設定）	14
12.	電子処方箋の内容や患者の過去の医療情報等の閲覧について	15
13.	電子処方箋管理サービスにデータを送信することの法的根拠	16
14.	調剤済み電子処方箋データの保存	17

【医療機関】
1.電子処方箋の運用開始に向けて

○ 医療機関における着実な運用を図るため、電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、段階的に、まずは重複投薬等チェックや処方・調剤情報の閲覧等を実施しつつ、紙の処方箋のみを発行し（運用①）、運用に慣れていただいた後に、患者の方に電子処方箋／紙の処方箋の発行を選択できる運用（運用②）へ移行する方法があります。

○ このような進め方や、チェックリストの活用などにより、十分に安全性・確実性を確認したうえで利用を開始ください。

電子処方箋
システムの導入

電子処方箋の運用開始日入力
（電子処方箋対応施設として公表）

	運用① 紙の処方箋のみ発行する	運用② 電子処方箋または紙の処方箋を発行する
実施内容	• 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う • 従来どおり、紙の処方箋のみ発行する（患者に電子/紙の処方箋を選択させない）	• 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う • 患者の希望に応じ、電子/紙の処方箋を発行する • 電子処方箋の発行に伴い、処方内容（控え）を渡す等を行う
運用イメージ ※違いは赤字	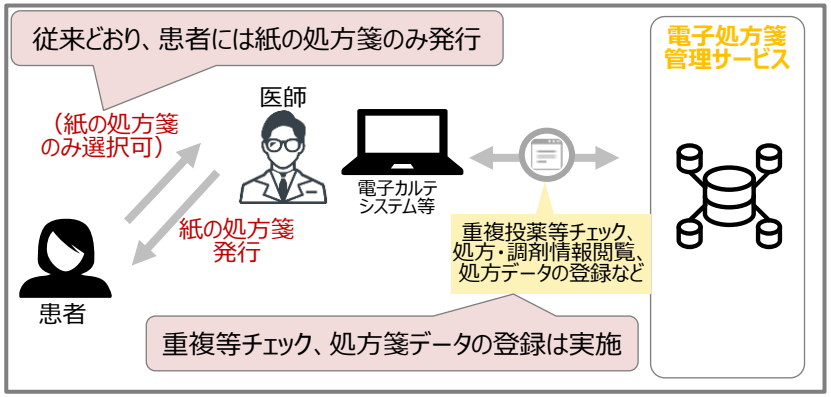	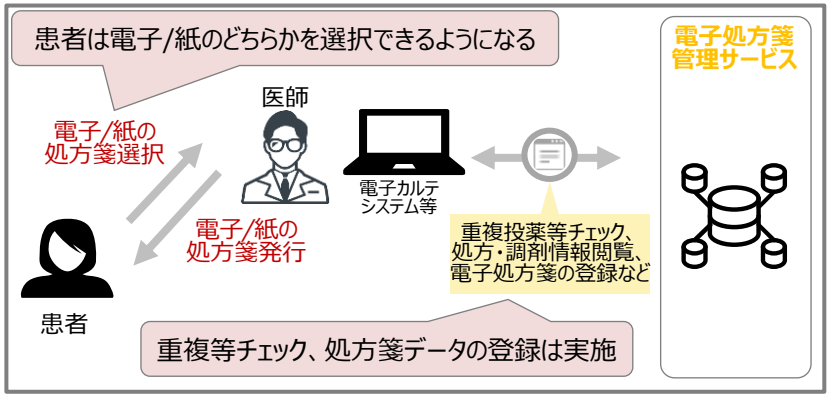

【薬局】
2.電子処方箋の運用開始に向けて

○ 薬局においても着実な運用を図るため、電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、まずは処方データの取込、重複投薬等チェックや処方・調剤情報の閲覧等を実施しつつ、紙の処方箋のみを受け付けを行い（運用①）、運用に慣れていただいた後に、電子処方箋の受付を開始する運用（運用②）へ移行する方法があります。

○ このような進め方や、チェックリストの活用などにより、十分に安全性・確実性を確認したうえで利用を開始ください。

電子処方箋
システムの導入

電子処方箋の運用開始日入力
（電子処方箋対応施設として公表）

	運用① 紙の処方箋のみ受け付ける	運用② 電子処方箋または紙の処方箋を受け付ける
実施内容	• 引換番号を用いた処方データの取込、処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う • 従来どおり、紙の処方箋のみ受け付け、調剤する（電子処方箋の受付に対応しない）	• 患者が選択した処方箋の発行形態に応じて、電子/紙の処方箋を受け付け、調剤する
運用イメージ ※違いは赤字	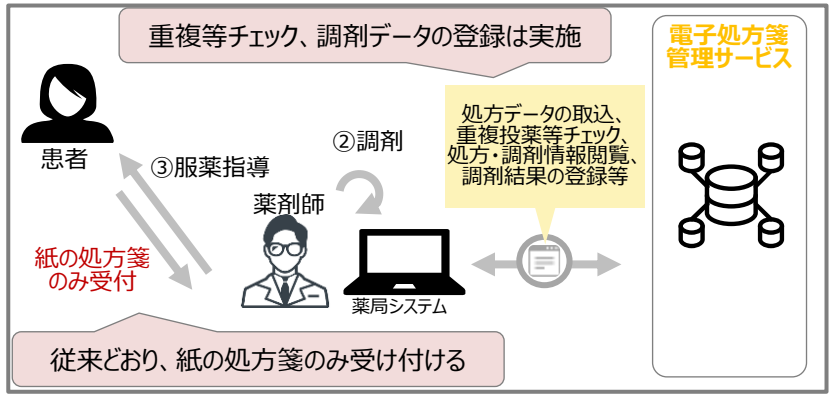	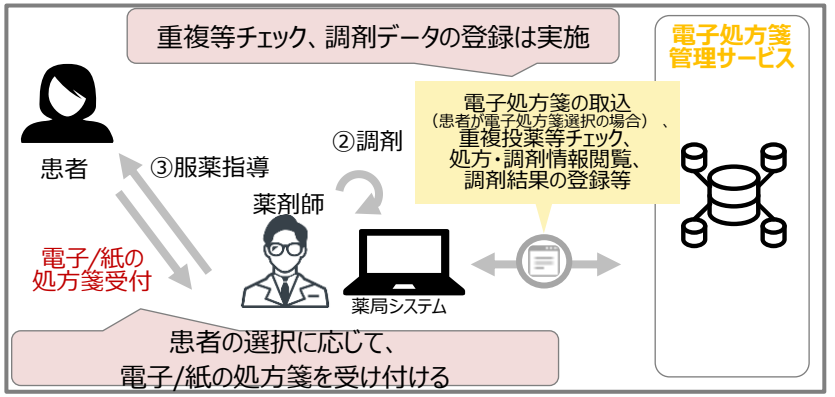

3.電子処方箋の運用における注意事項（被保険者番号の枝番取得について）（1/2）

○ **電子処方箋の運用にあたっては、個人を特定するために被保険者番号の枝番が必須です**（※）。医療機関での処方箋登録、薬局での処方箋受付等の際は、患者ごとに必ずオンライン資格確認等システム等から枝番を取得し、枝番とともに情報を送信するようにしてください。

※医療扶助の場合は、受給者番号を入力します。また、枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要です。

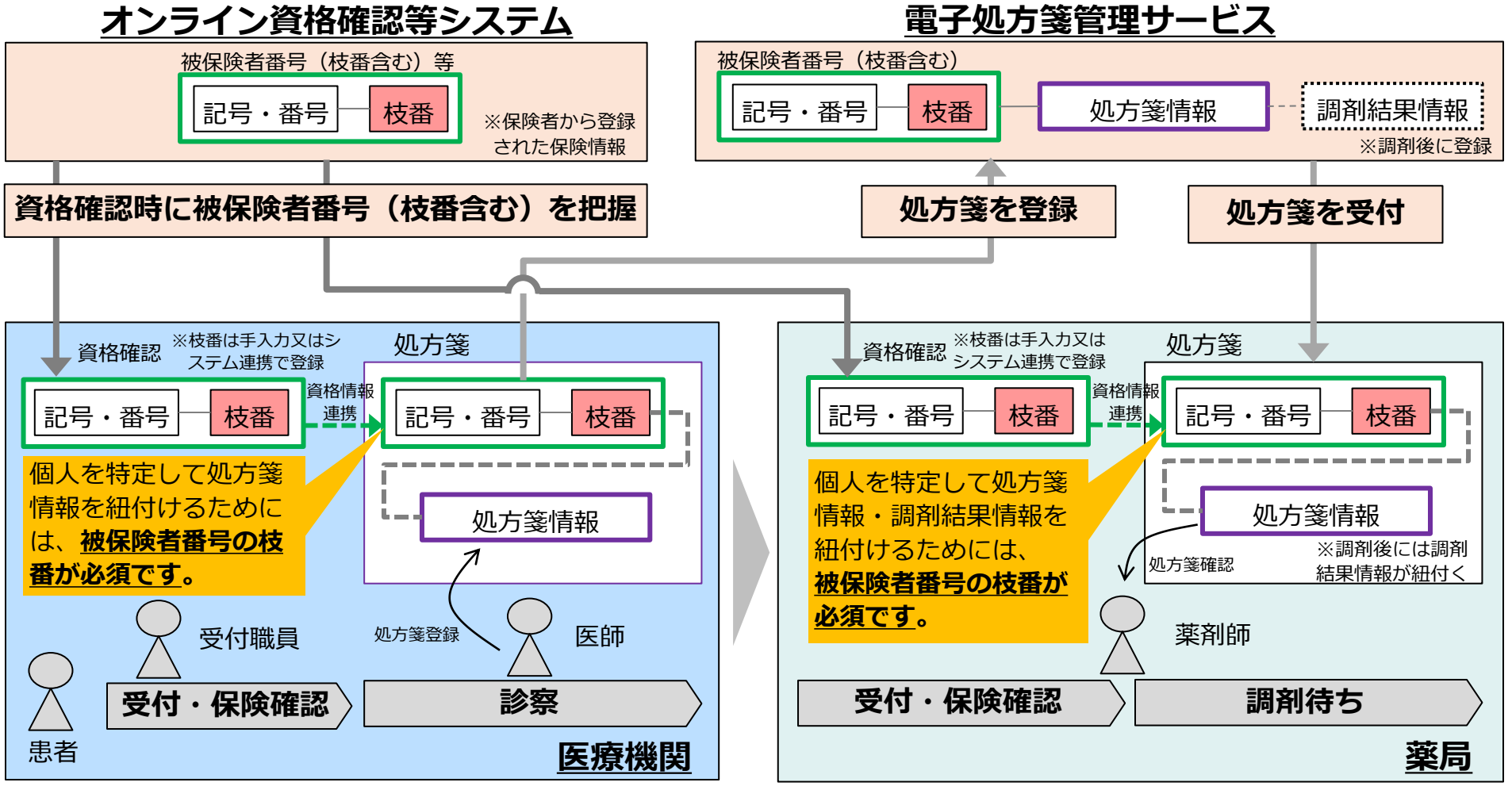

3.電子処方箋の運用における注意事項（被保険者番号の枝番取得について）（2/2）

○ 電子処方箋管理サービス・オンライン資格確認等システムにおいては、被保険者証記号・番号・枝番や、受給者番号を基に、個人単位でデータが管理されています。

○ このため、**電子処方箋は、オンライン資格確認等システムの対象制度（オン資対象制度単独）と、対象制度と公費が併用される場合（オン資対象制度併用）に利用することができます**。

令和７年１月時点（今後、対象制度が拡大する可能性があります）

オン資対象制度単独

オンライン資格確認等システムの対象制度の場合は、
電子処方箋を発行することが可能です！

一方、オンライン資格確認対象外の単独制度の場合は、
電子処方箋の対象外です。

➢ 戦傷病者療養給付・更生医療、原爆認定疾病医療、
新感染症、心神喪失、公害、中国残留、労災、地方単独事業など

オン資対象制度併用

オンライン資格確認等システムの対象制度と併用であれば、複数の公費と併用して
電子処方箋を発行することなどが可能です！

例）

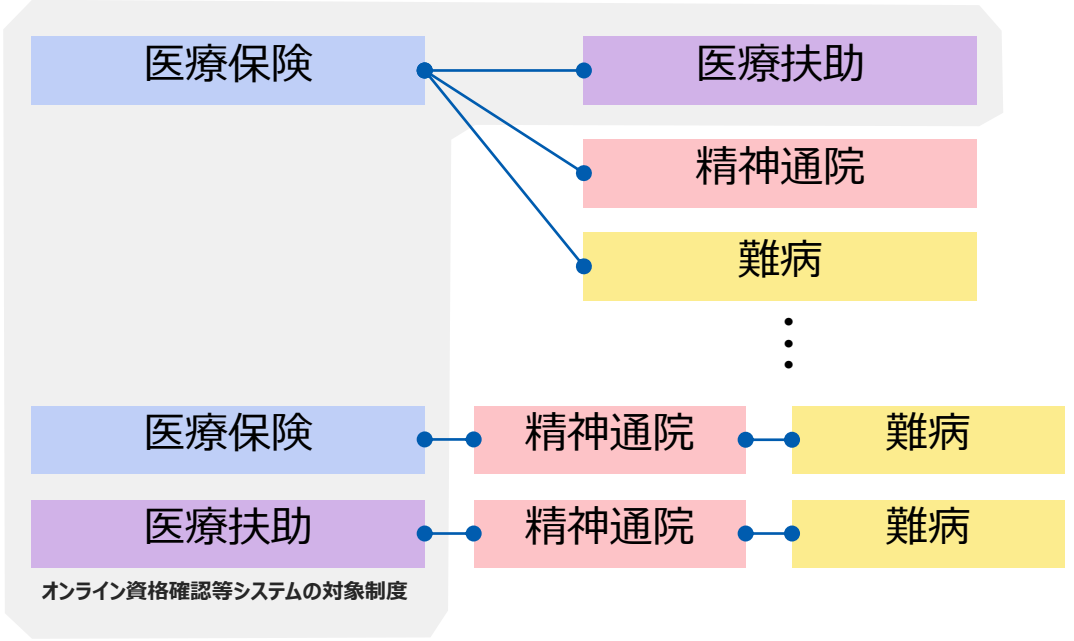

4.電子処方箋の導入により閲覧できる情報について（1/2）

○ 電子処方箋の導入により、処方・調剤した薬剤情報が電子処方箋管理サービスに即時に反映されることから、患者の“直近の”薬剤情報まで確認できるようになります。

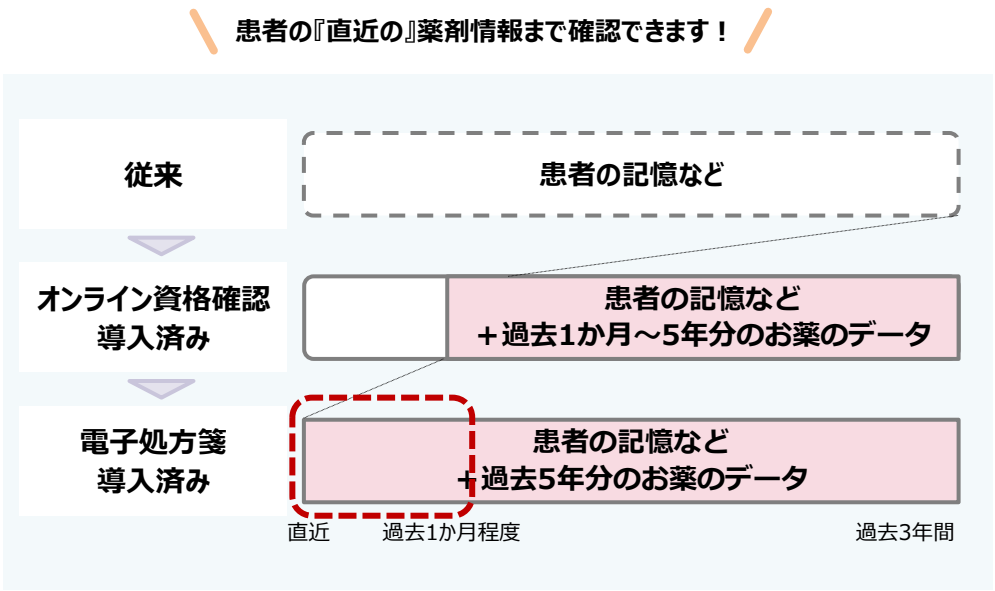

処方箋を元にした直近の薬剤情報を用法まで閲覧できることで、以下のようなメリットが得られます！

・用法によって適応が異なる医薬品について、どの適応で用いられたのか他施設でも推察することができる
（例：酸化マグネシウムは、制酸剤としては1日0.5～1.0g投与だが、緩下剤としては1日2gの投与である）

・病状のコントロールが不良の場合、直近の処方箋や調剤情報を元にした用法までわかることで服用薬の用量追加等の提案ができる。
（例：血圧コントロールが不良で既に降圧剤を服用している患者に対し、降圧剤の追加を検討できる）

4.電子処方箋の導入により閲覧できる情報について（2/2）

○ 電子処方箋管理サービスに登録された直近の処方・調剤情報は、診療/薬剤情報一覧の中の『処方箋情報』『調剤結果情報』から閲覧できます。※処方実績、処方箋情報、調剤結果情報を閲覧するためにはオンライン資格確認端末から環境設定を行う必要があります。

オンライン資格確認の導入により閲覧できる情報

薬剤情報一覧

作成日：2022年8月26日　1 / 1ページ

氏名カナ　ｼﾝﾘｮｳ ﾀﾛｳ　保険者
氏名　診療　太郎　被保険
生年月日　1962年5月21日　性別　男　年齢　60歳　被保険　枝番

この薬剤情報一覧は、2022年7月までに調剤された医薬品情報を表示しています。但し、一部は(紙レセプトや医薬品が包括される場合など、医薬品が表示されない場合があります)

処方実績

調剤 年月	日	処方区分	使用区分	医薬品名 (成分名) *1 【用法】*2／＜1回用量＞*2／［用法等の特別指示］*2	調剤数量*3
22年7月	19日	資格クリニック			
		院内 外用		1. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0．1％「イワキ」　1ｍｇ (ゲンタマイシン硫酸塩)	10ｇ　1処方分
22年6月	18日	オンライン薬局（資格医院）			
		院外 内服		1. 肉）マイスリー錠５ｍｇ (ゾルピデム酒石酸塩) 【１日１回就寝前服用】	1錠　14日分
				2. クラビット錠２５０ｍｇ　(レボフロキサシンとして) (レボフロキサシン水和物) 【１日２回朝夕食後服用】	2錠　7日分
		屯服		3. 肉）リーゼ錠５ｍｇ (クロチアゼパム) 《1回用量：1錠》 / [不安時]	10錠　1処方分
	8日	オンライン薬局（資格医院）			
		院外 内服		1. ノルバスク錠５ｍｇ (アムロジピンベシル酸塩) 【１日１回夕食後服用】	1錠　28日分
				2. クレストール錠２．５ｍｇ (ロスバスタチンカルシウム) 【１日１回夕食後服用】	1錠　28日分
				3. メタクト配合錠ＨＤ (ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩) 【１日１回夕食後服用】	
				4. ミカルディス錠８０ｍｇ (テルミサルタン) 【１日１回夕食後服用】	
		屯服		5. ロペミンカプセル１ｍｇ (ロペラミド塩酸塩) 《1回用量：1カプセル》 / [下痢時]	

オンライン資格確認による薬剤情報は、「処方実績」の項目に表示されます。※「処方実績」ではレセプトから抽出された処方実績のみ閲覧できます。

環境設定情報の状態

＊ 手術情報 ： 利用しない
＊ 薬剤情報 ： 利用する
＊ 診療情報 ： 利用しない

※利用設定の既定値は「利用する」になっています。

電子処方箋の導入により閲覧できる情報

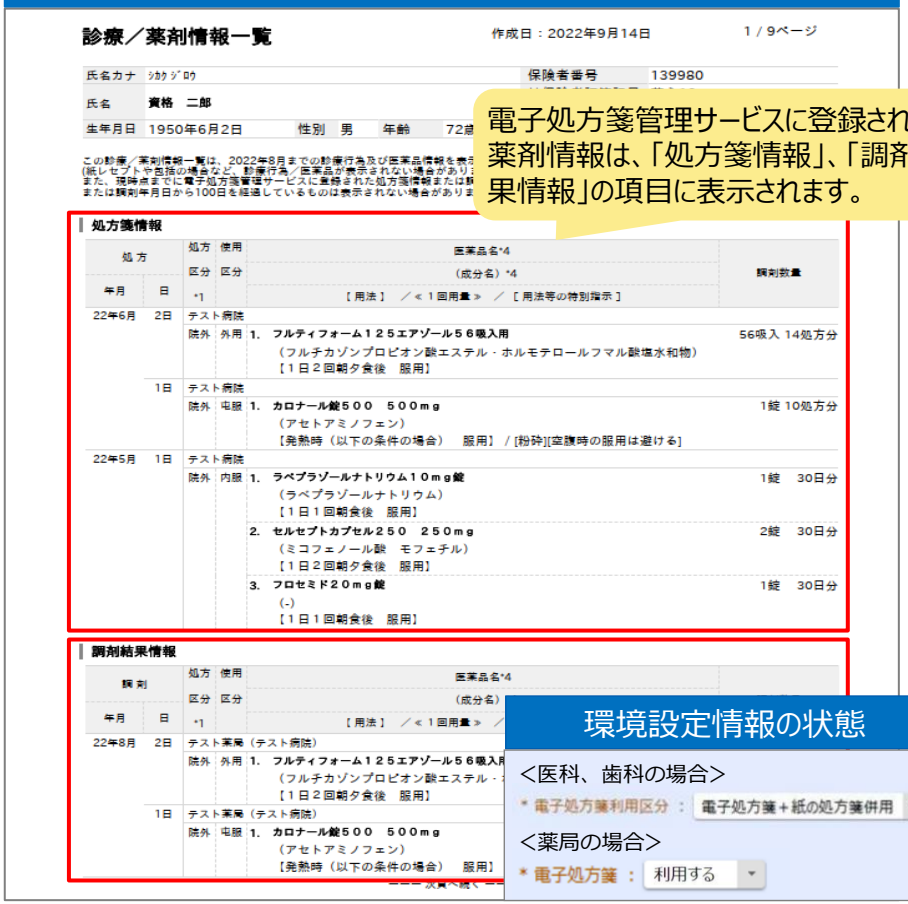

診療／薬剤情報一覧

作成日：2022年9月14日　1 / 9ページ

氏名カナ　ｼｮｳｼﾝ ｼﾞﾛｳ　保険者番号　139980
氏名　資格　二郎
生年月日　1950年6月2日　性別　男　年齢　72歳

処方箋情報

処方 年月	日	処方区分	使用区分	医薬品名*4 (成分名)*4 *1 【用法】／＜1回用量＞／［用法等の特別指示］	調剤数量
22年6月	2日	テスト病院			
		院外	外用	1. フルティフォーム１２５エアゾール５６吸入用 (フルチカゾンプロピオン酸エステル・ホルモテロールフマル酸塩水和物) 【１日２回朝夕食後　服用】	56吸入 14処方分
	1日	テスト病院			
		院外	屯服	1. カロナール錠５００　５００ｍｇ (アセトアミノフェン) 【発熱時（以下の条件の場合）　服用】 / [粉砕][空腹時の服用は避ける]	1錠 10処方分
22年5月	1日	テスト病院			
		院外	内服	1. ラベプラゾールナトリウム１０ｍｇ錠 (ラベプラゾールナトリウム) 【１日１回朝食後　服用】	1錠　30日分
				2. セルセプトカプセル２５０　２５０ｍｇ (ミコフェノール酸　モフェチル) 【１日２回朝夕食後　服用】	2錠　30日分
				3. フロセミド２０ｍｇ錠 (-) 【１日１回朝食後　服用】	1錠　30日分

調剤結果情報

調剤 年月	日	処方区分	使用区分	医薬品名*4 (成分名) *1 【用法】／＜1回用量＞
22年8月	2日	テスト薬局（テスト病院）		
		院外	外用	1. フルティフォーム１２５エアゾール５６吸入用 (フルチカゾンプロピオン酸エステル・ 【１日２回朝夕食後　服用】
	1日	テスト薬局（テスト病院）		
		院外	屯服	1. カロナール錠５００　５００ｍｇ (アセトアミノフェン) 【発熱時（以下の条件の場合）　服用】

電子処方箋管理サービスに登録された薬剤情報は、「処方箋情報」、「調剤結果情報」の項目に表示されます。

環境設定情報の状態

＜医科、歯科の場合＞
＊ 電子処方箋利用区分 ： 電子処方箋＋紙の処方箋併用

＜薬局の場合＞
＊ 電子処方箋 ： 利用する

上記は、PDF形式で薬剤情報を閲覧している場合の画面イメージです。XML形式で薬剤情報を閲覧する場合は、システムによって表示方法が異なる場合があります。詳細につきましては、システム事業者にご確認ください。

5.電子処方箋管理サービスに係る一連の流れ（解説）

○ 電子処方箋管理サービスが関係する情報としては、処方・調剤に当たる医療機関・薬局がやりとりする情報と、他の医療機関・薬局が閲覧するオンライン資格確認等システムの参照用データベースから提供される情報があります。

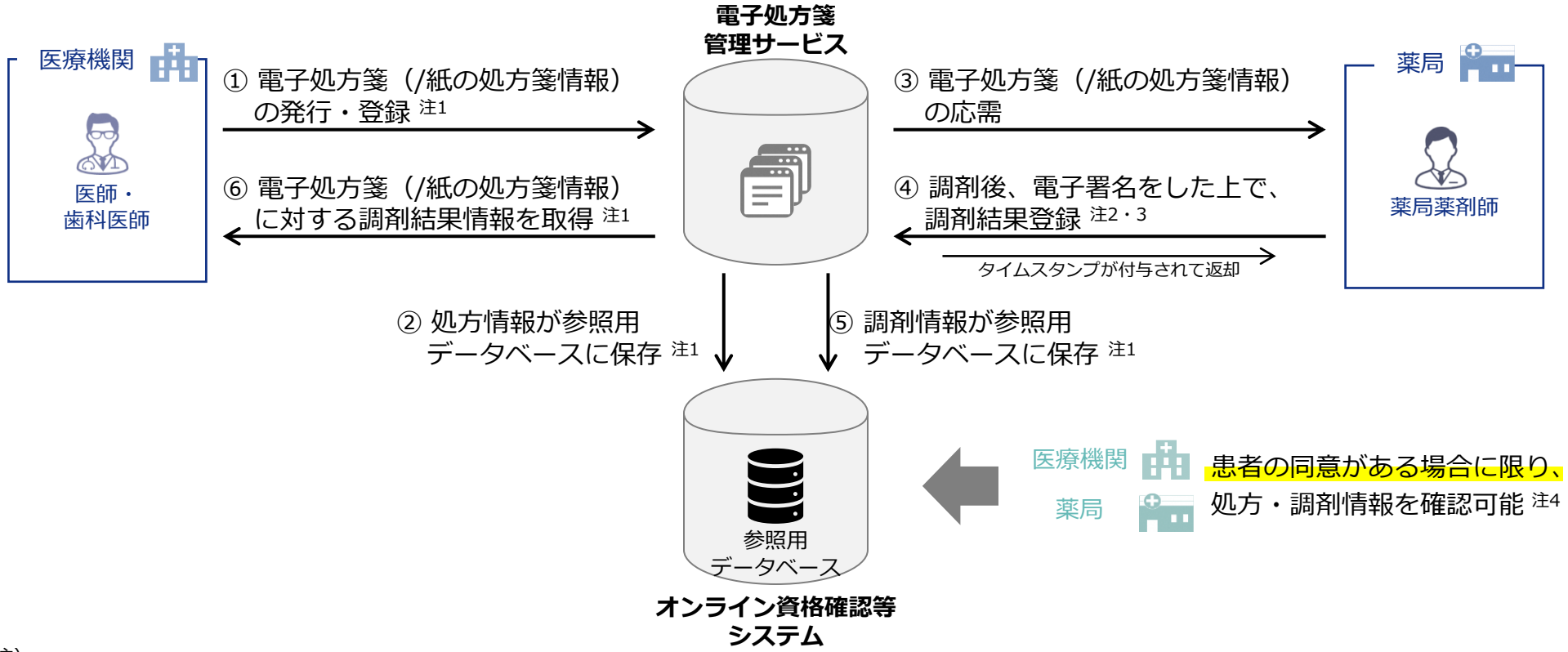

（注）
1. 電子処方箋管理サービスに登録される情報（①・④）と、オンライン資格確認等システムに保存される情報（②・⑤）は全く同じものではありません。
2. 電子処方箋（電子原本）については、医療機関からの処方箋登録時、薬局からの調剤結果登録時に電子署名を行うこととなります。電子処方箋への電子署名は必須です。紙原本の場合は電子署名は任意です。
3. 薬局が調剤済み処方箋保存サービスを活用している場合は、電子処方箋管理サービスに調剤済み処方箋のデータが保存されます。
4. 患者がマイナンバーカードを利用して、情報提供に同意している場合は、電子処方箋管理サービス由来の処方情報・調剤情報以外に、レセプトの薬剤情報や診療情報、特定健診情報を確認することができます。（XMLやPDF）

6.電子処方箋の運用における注意事項
（電子処方箋管理サービスで活用する医薬品コード・特定器材コードについて）

○ 電子処方箋管理サービスにおいて、医薬品については、レセプト電算処理システム用コード、ＹＪコード、一般名コードのいずれかを使用します。特定器材（医療材料）については、レセプト電算処理システム用コードを使用します。

医薬品

医薬品のレセプト電算処理システム用コード、ＹＪコードは、個々の製品単位（商品単位）となっています。

レセプト電算処理システム用コード

先頭が「６」から始まる９桁のコードです。

ＹＪコード

先頭４桁が薬効分類を示す12桁の英数のコードです。

一般名コード

YJコード・薬価基準収載医薬品コードの後ろ３桁を「ZZZ」に置き換えたコードです。

特定器材（医療材料）

レセプト電算処理システム用コード

先頭が「７」から始まる９桁のコードです。

具体の商品名を記載する場合には「薬品補足情報」に記載してください。（ご使用のシステムによってどのように入力するかは異なります。）

7.電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

○ 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定が適切に行われたか確認したうえで運用するようお願いいたします。

○ また、ダミーコードの使用により、医療機関・薬局間の意思疎通の不備に繋がる可能性がありますので、 YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかのご使用をお願いいたします。

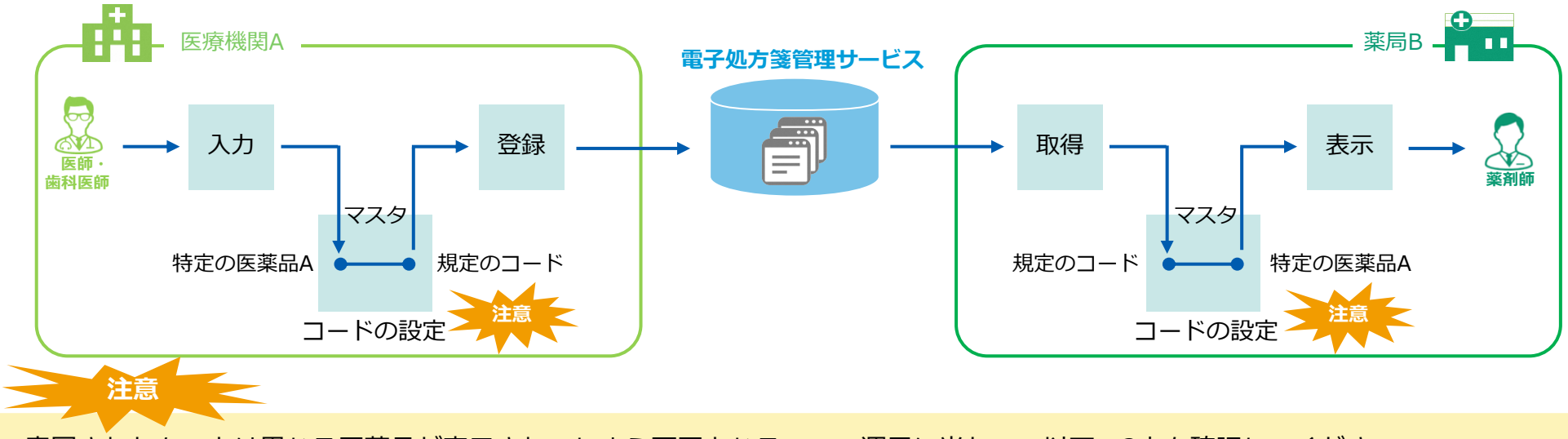

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、設定誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ ダミーコード（※）は**設定しないようにしてください。**

（※）電子処方箋管理サービス側においても、改修を含む防止策を検討しています。

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

医薬品コードの設定方法等は、システム毎に異なりますので、適宜ご使用のシステムのマニュアル等をご確認ください。

医薬品等マスタ等の設定に関する解説資料には、上記以外の内容も含まれますので是非ご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356418.pdf

8.電子処方箋の運用における注意事項
（電子処方箋管理サービスで使用する用法マスタについて）

○ 電子処方箋管理サービスで管理する用法マスタ（以下、電子処方箋用法マスタ）と各医療機関・薬局で現在使用している用法マスタの紐付けの作業をお願いいたします。

○ 電子処方箋用法マスタへの紐付けを行うことにより、医療機関・薬局の共通言語となり、意思疎通が円滑化します。

紐付けの手順

✓ 電子処方箋用法マスタへの紐付けについては、**まずはダミーコード以外が利用可能か検討ください。**

	例1	例2	例3
医療機関における用法名称	分１朝食後	週 1 回 朝起床時	喘息発作時 2 吸入
採用する電処方箋用法コード	1011000400000000：１日１回朝食後 服用	1011000090000000：１日１回起床時 服用 ※「週1回」については用法補足レコードに記録する。	2L50220000000000 ：喘息発作時 吸入 ※「2吸入」については用法補足レコードで記録する。

✓ 電子処方箋用法マスタで**記述ができない場合に**、ダミーコードを利用してください。

紐付けのイメージ

【参考】
医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等
(https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119768.pdf)

モデル事業参加医療機関等の用法マスタ事例を踏まえた用法コードの紐付けの事例集
(https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119770.pdf)

電子処方箋用法マスタへの用法コードの追加を希望する場合には、以下のURLより追加希望理由書を提出ください。
(https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010027)

9.電子処方箋の運用における注意事項
（疑義照会を踏まえた薬剤の変更について）

○ 疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、医療機関側では電子処方箋管理サービスのデータを変更する必要はありません。紙の処方箋と同様に、医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換える必要はありません。

○ 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記載する場合は、各医療機関の運用に従ってください。（事後的に変更内容を記載する場合に、処方箋を再発行しないようにしてください。）

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。
（なお、従来どおり、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。）

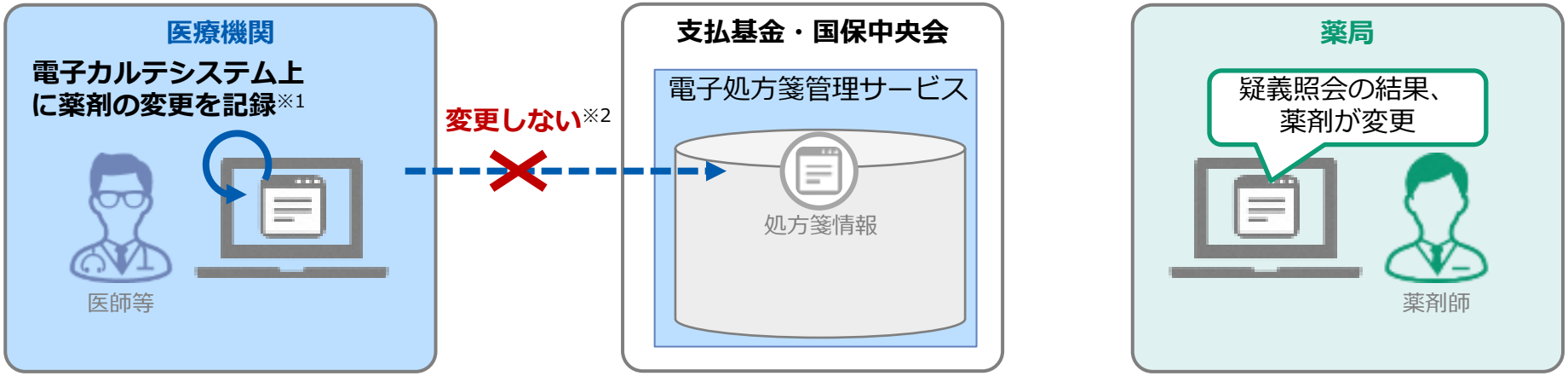

※1 医療機関毎に運用方法が異なります。
※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。

10.電子処方箋の運用における注意事項（薬局での調剤中止時の受付取消について）

○ 電子処方箋管理サービスから電子処方箋（/紙処方箋の情報）を受付できるのは1薬局のみです。
（二重調剤が起きないようにするための仕組みです）

○ 電子処方箋を受付した後に、患者が別の薬局での調剤を希望した場合など、何らかの理由で自薬局で調剤しないこととなった場合には、他の薬局で受付できるよう、必ず受付取消を行ってください。

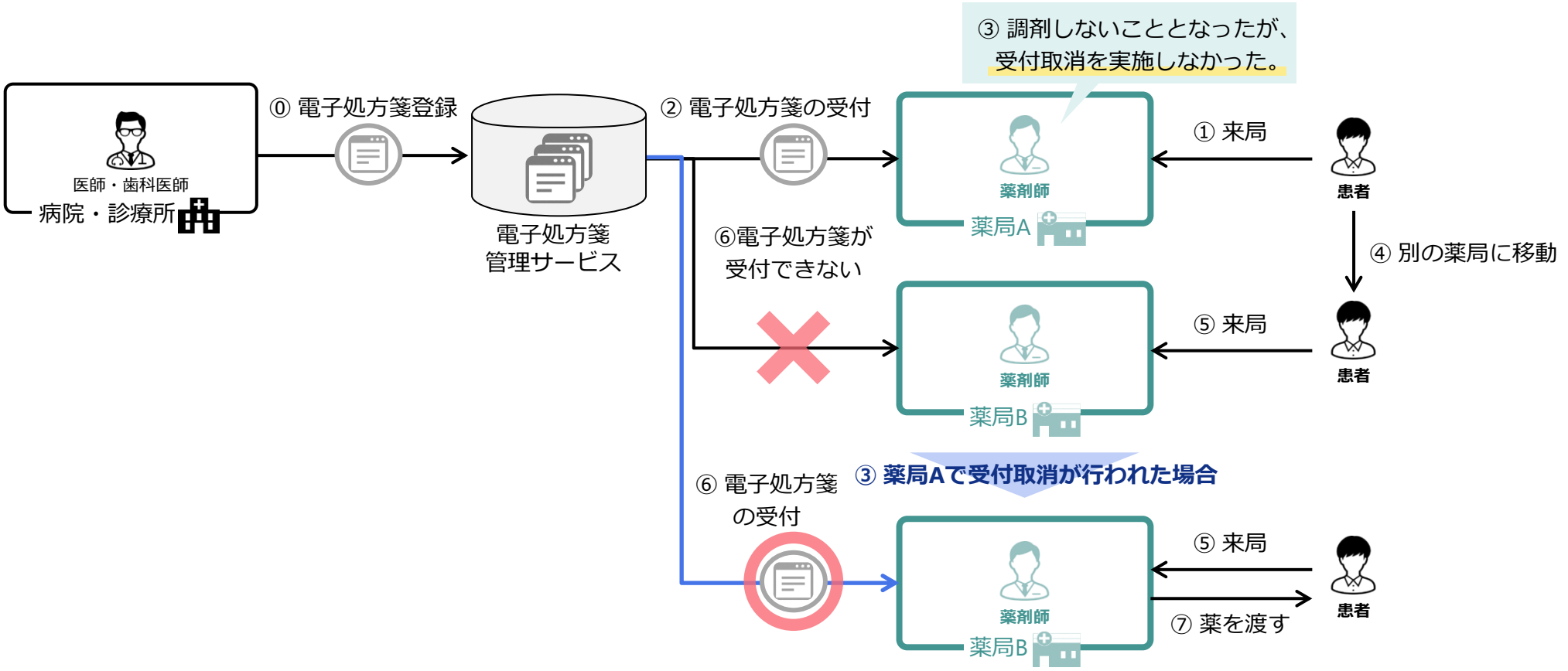

※ 疑義照会等を踏まえ薬剤師が調剤を行わないと判断した場合は、受付取消ではなく、処方箋の回収機能を利用してください。
※ 医療機関が紙の処方箋を発行した場合に合わせて処方情報を登録していた場合も、紙の処方箋に基づく調剤をしないこととなった場合には処方情報の受付取消を行ってください。

11.電子処方箋の運用における注意事項
（同一医療機関からの処方箋に関する重複投薬等チェックの設定）

○ 重複投薬・併用禁忌チェックを行う際、同じ医療機関から発行された処方箋のデータをチェックの対象にするかは施設側で設定することができます。運用に当たって、どちらの設定とするか、どちらの設定となっているかは施設毎にご確認ください。

○ なお、薬局においては、上記の設定において「同じ医療機関から発行された処方箋のデータをチェックの対象にする」とした場合であっても、処方箋受付時のチェックではチェック対象とはなりませんので、調剤内容確定までの任意のタイミングでチェックを実施するようにしてください。

同一医療機関の処方箋をチェック**対象外**としている場合

異なる医療機関の処方箋で重複投薬等発生時

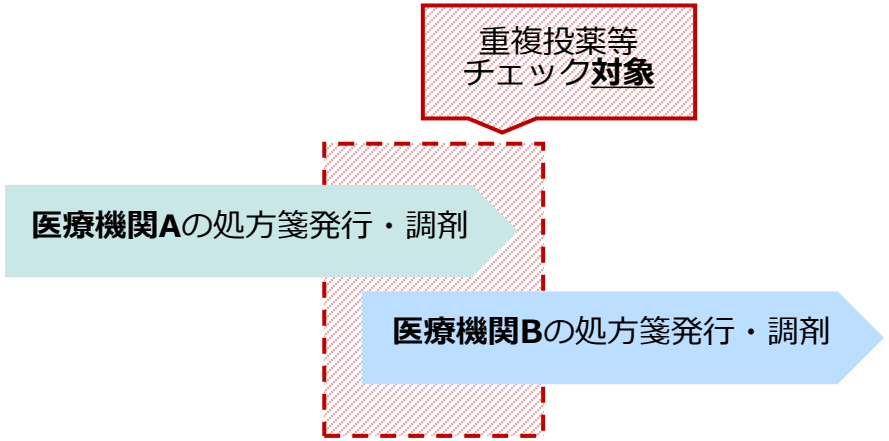

同一医療機関の処方箋で重複投薬等発生時

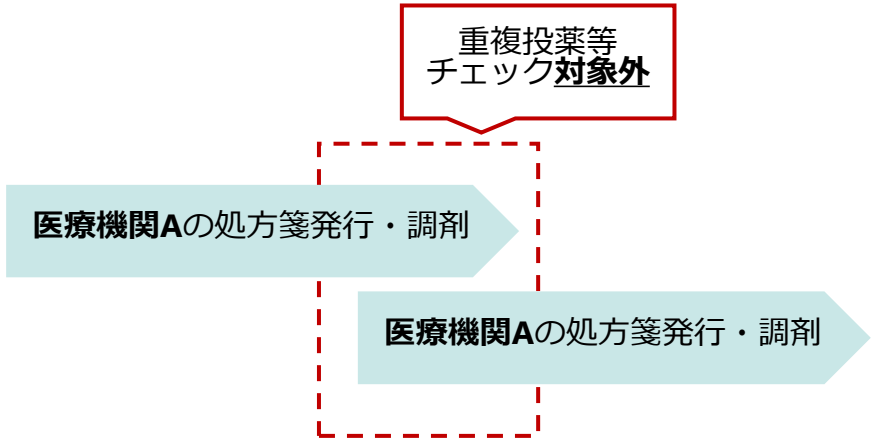

12.電子処方箋の内容や患者の過去の医療情報等の閲覧について

○ 電子処方箋の内容や、患者の過去の医療情報等（処方・調剤情報等）は、技術的にはレセプトコンピュータだけでなく、電子カルテシステムや電子薬歴システムでも閲覧いただくことが可能です。

○ ただし、実際には施設内のシステム構成にもよりますので、医療機関・薬局のみなさまが使いやすい仕組みを目指して各システム事業者と調整いただきますようお願いします。

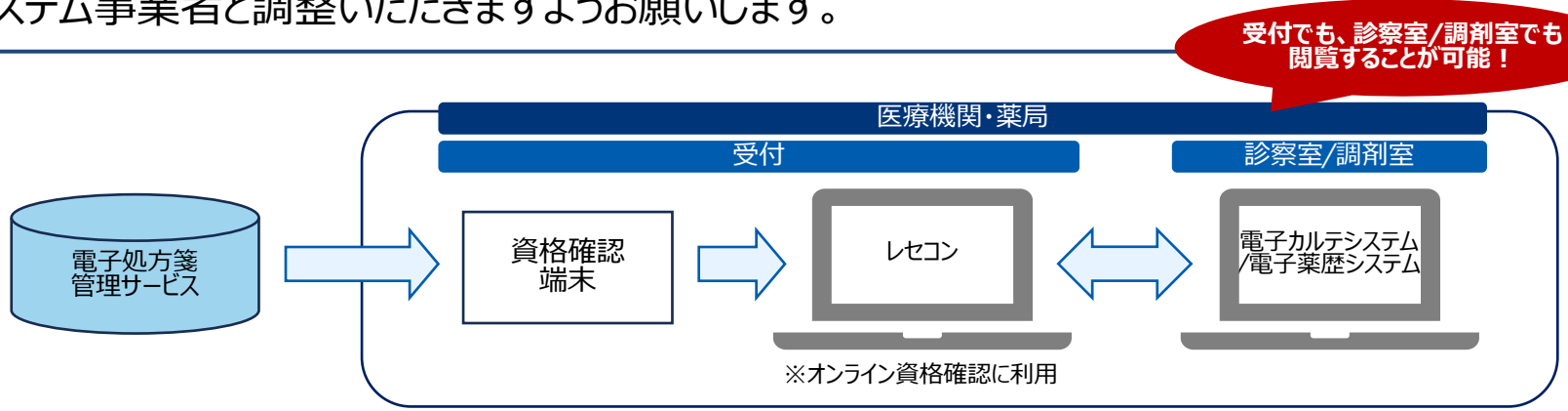

（注）資格確認端末から電子カルテシステム/電子薬歴システムへ直接電子処方箋、過去の医療情報等を取得した場合、資格確認端末からは同情報を取得できなくなりますのでご注意ください。ただし、過去の医療情報等は、患者の同意の有効期間内であれば再取得が可能です。

レセプトコンピューターでのみ過去の医療情報等を取得する運用の場合、下記の点に注意が必要です。
- 患者の過去の医療情報等が診察室や調剤室で閲覧できず、医師・歯科医師、薬剤師が診察や処方、調剤の判断に活用しづらくなる。
- 電子処方箋管理サービスに登録された処方情報が電子薬歴システムに自動で取り込まれず、紙に印刷したり、電子薬歴システムに手入力する必要が生じる。

ご対応 いただきたいこと	• 日々の業務を行う上で、皆さまが患者の過去の医療情報等を閲覧したいシステムを判断いただき、該当するシステム事業者にその旨をお伝えください。 • なお、レセプトコンピューター事業者と電子カルテシステム/電子薬歴システムのシステム事業者が異なる場合は、必ず両方にお伝えください。

【参考】*JAHIS*電子処方箋運用における薬局レセコンと電子薬歴システムの連携仕様書 *Ver.1.0*（*JAHIS*（一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会））
URL: https://www.jahis.jp/standard/detail/id=1018

13.電子処方箋管理サービスにデータを送信することの法的根拠

○ 医療介護総合確保法第12条の２等に基づき、電子処方箋管理サービスを介して電子処方箋をやりとりすることが可能となっています。

○ また、医療介護総合確保法第38条等に基づき、医療機関及びその他の薬局関係者は、電磁的方法による処方箋の提供及び電磁的方法により提供された処方箋により調剤を実施する体制の整備に務めること等とされていますので、電子処方箋システムの導入及びデータ登録についてご協力をお願いいたします。

医療介護総合確保法第12条の２、第24条、第38条　他

医薬品医療機器等法第１条の５第２項

医師法第22条、歯科医師法第21条

■医療介護総合確保法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

■医薬品医療機器等法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

【薬局】
14.調剤済み電子処方箋データの保存

○ **電子処方箋も、紙の処方箋と同様に、関係法令（※）に基づき、薬局の責任において、調剤済み電子処方箋データの保存義務があります。**

（※）薬剤師法・e-文書法・e-文書法厚生労働省令・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則・生活保護法等

○ 紙の処方箋が調剤済みとなった際、関係法令に基づき、３年又は５年の間、保存する必要がありますが、調剤済みの電子処方箋も同様です。
薬局において、調剤済み電子処方箋が適切に保存されているかご確認ください。

（注）電子処方箋管理サービス上にも、薬局から登録された電子ファイルが調剤結果情報として100日間保存されますが、この電子ファイルは、支払基金・国保中央会が提供している保存サービスを利用する場合を除き、調剤結果登録日から100日を経過すると削除されます。

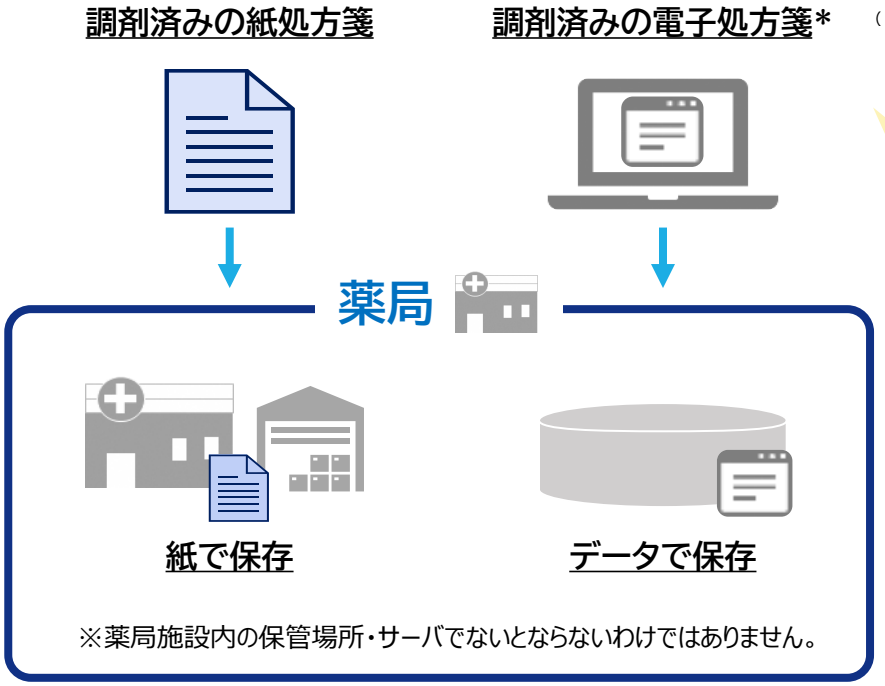

（＊）調剤済み電子処方箋とは、電子処方箋の調剤結果登録を行った後に電子処方箋管理サービスから返却される「調剤済み電子処方箋ファイル」のことをいう。

調剤済みの電子処方箋については、
以下のような保存方法などが想定されます。

① 薬局内のサーバ・薬局が適切に委託する外部サーバで保存

② 薬局システム事業者が提供するサービスを利用

③ 支払基金・国保中央会の提供している調剤済み処方箋の保存サービスを利用
（100日を超えて、５年間保存する有償の希望制サービス）